

【ご意見及び事務局回答】
 (資料1)第3次障害者計画進捗状況報告

意見番号	該当箇所	ご意見	事務局回答
①	1ページ 【基本目標1】思いやりと支えあいの地域社会をつくる 1. 障害者への理解 1-1-1(1) 啓発・交流の充実 ① 広報等による啓発活動の推進	「コロナ感染のために中止しているイベント講演会、研修会の在り方を検討する」とあるが具体的にどのような検討をされているのか。研修などはオンライン開催や配信を行ってもらえるとうありがたい。 また、イベント中止により授産製品の販売の場が減少する。小規模でもいいので、交流を兼ねた活動の場を希望する。	特に令和2年度・3年度はほとんどのイベントや研修が中止となっておりますが、令和4年度はイベントの多くが感染症対策を講じて開催しております。今後も感染症対策を講じながら、以前のように多くの方が参加できるイベントを開催するとともに、授産製品の販売の場の確保にも努めてまいりたいと考えております。 研修については、YouTubeなどでの限定配信での開催にも取組みたいと考えておりますが、全ての方がオンライン媒体を利用できるわけではありませんので、オンラインと現場で、複合的に開催できるような仕組みに取り組んでまいります。
②	1ページ 【基本目標1】思いやりと支えあいの地域社会をつくる 1. 障害者への理解 1-1-1(1) 啓発・交流の充実 ② 障害者週間啓発事業の実施	昨年12月の「ふれあいバザール」について、合同開催なので単純には比較できないが、具体的にどれくらいの集客があったのか。また、コロナ以前と比較すると何%程度であったか。 地域住民と交流を図ることは重要と考える。来年度以降も方法を考えて実施してもらいたい。	コロナ禍以前となりますと平成29年から令和元年に水無瀬駅前で開催したふれあいバザールでは、毎年1,000人前後の集客がありました。また、今回合同開催したうちの農林業祭については、コロナ禍以前には毎年5,000人程度の集客があったと聞き及んでおります。 今回の合同開催では、全体で5,000人程度の集客がありました。会場、イベント内容、飲食禁止などの違いがあるため、一概に比較することはできませんが、コロナ前と比べてほぼ同程度の集客があったものと推定されます。 また、令和5年度以降も感染症対策を講じながら、令和4年度の内容を踏まえ、より多くの方に集まっていたいただけるようなイベントの開催に努めてまいります。
③	1ページ 【基本目標1】思いやりと支えあいの地域社会をつくる 1. 障害者への理解 1-1-1(1) 啓発・交流の充実 ③ 交流機会の充実	「社協まつり」は社会福祉協議会の事業ではないのか。町の関与はあるのか。	ご指摘のとおり、社協まつりは社会福祉協議会の事業でございます。町としては、開催に関する協議の場である「ボランティア運営委員会」に町福祉推進課職員が出席することや当日の会場の手配について福祉推進課が行うことで、間接的ではありますが、社協まつりに関与しております。
④	2ページ 【基本目標1】思いやりと支えあいの地域社会をつくる 1. 障害者への理解 1-1-1(2) 福祉教育の推進	現場の保育士が研修に参加されるのは、困難なことが想像されるため、研修の時間・場所・方法等受講しやすい工夫をしてほしい。 当事者参加型にすることで、机上で知識を得るよりも有意であったという検証結果もあることから、当事者参加型の研修を取り入れてみてはどうか。	現場保育士の研修参加について、夕方以降に開催し、保育士にも参加しやすいよう努めております。他のご意見への回答と同様にはなりますが、オンライン開催については、今後開催できるよう取り組んでいきたいと考えております。 当事者参加型の研修については、ご意見でいただいている内容の検証結果を参考にしながら、研修内容に沿って当事者が参加できる場面を作っていくよう、今後の研修に活かしていければと思います。
⑤	2ページ 【基本目標1】思いやりと支えあいの地域社会をつくる 2. 権利擁護 1-2-1(1) 差別解消・権利擁護の推進 ① 障害者差別解消への取組の推進	障害者差別解消への取組の推進はコロナ感染症の影響を受けて事業が滞っていたと思う。多くの方に目に留まるよう工夫を行い、周知に努めていただきたい。	新型コロナウイルス感染症拡大前は、障害者差別解消に関する研修を一般住民や町内事業所向けに行っていたところですが、令和2～4年度は感染拡大防止のため、中止していました。 令和5年度以降は、感染拡大防止に努めながら、一般企業等広く参加できるような研修を開催するとともに広報やホームページでの周知にも努めてまいります。

【ご意見及び事務局回答】
 (資料1)第3次障害者計画進捗状況報告

意見番号	該当箇所	ご意見	事務局回答
⑥	2ページ 【基本目標1】思いやりと支えあいの地域社会をつくる 2. 権利擁護 1-2-(1) 差別解消・権利擁護の推進 ③ 成年後見制度の利用支援	成年後見制度について、数年前に学習会に数回出席したが、その後この制度を利用している方はいるのか。なにか問題は発生していないか。	成年後見に関する町長申立は、障害者、高齢者合わせて年数件程度の申立てがあります。また、市民後見等の活用ができるよう、体制整備に向けて進めてまいります。
⑦	3ページ 【基本目標1】思いやりと支えあいの地域社会をつくる 3. 地域福祉 1-3-(2) 福祉ボランティア活動の推進	現在、社会福祉協議会において、パソコン要約筆記及び手書きの要約筆記のボランティア養成活動が実施できていない。これらの養成講座の実施について検討をお願いしたい。	ご意見のとおり、両要約筆記の養成活動が実施できていないことは承知しております。また、養成にかかる期間が長く、その分研修費用が増加することも聞き及んでおります。両要約筆記のボランティア活動の重要性、ニーズの高さも伺えることから、今後財政部局とも協議した上で予算措置に努めてまいります。
⑧	6ページ 【基本目標2】生活の基礎となる健康の保持・増進を支援する 2. 医療 2-2-(3) 医療的ケアへの支援 ① 医療的ケアが必要な児童への支援体制の整備	小児慢性特性疾患や医療的ケアが必要な児について、居宅訪問型の児童発達支援や保育所等訪問支援を依頼する際、管内に療育園施設がないため、管外の療育園などを利用している現状を踏まえ、なんらかの対応を検討していただきたい。	現在、島本町内に医療的ケアに対応した事業所はなく、近隣の高槻市や茨木市にある事業所を利用いただいているところですが、そのため、児童の移送や利用の難しさ等でご不便をおかけしているところではあります。 また、医療型の児童発達支援も町内にはなく、居宅訪問型の児童発達支援については、前計画期間中の利用者は0人で推移しておりました。 町外の事業所を活用しながら、町内の事業所でも医療的ケアができるよう、町内事業所に働きかけを行ってまいります。
⑨	6ページ 【基本目標2】生活の基礎となる健康の保持・増進を支援する 2. 医療 2-2-(3) 医療的ケアへの支援 ④ 学校等での医療的ケアに対する支援	医療的ケアを必要とする児童の受け入れを幼稚園で初めて行ったことはとても大きいと思う。その後のケアや家族も地域で安心して暮らせるよう次期計画にも反映してもらいたい。そのためにも医療的ケアを必要とする児童に関する協議の場をつくり、意味あるものにしていくことが大切と考える。	医療的ケアを必要とする児童に関する協議の場の開催は、近年の本町の課題の一つであり、令和5年度末までにコーディネーターの設置とともに達成できるよう進めているところです。 現在でも医療的ケアを必要とする児童の個別ケースが発生した場合は、保健・教育・医療等現場の方とサービス提供に向けて協議を行っているところですが、協議の場を開催し、乳幼児期から切れ目のないサービスの提供ができるよう努めてまいります。

【ご意見及び事務局回答】

(資料1)第3次障害者計画進捗状況報告

意見番号	該当箇所	ご意見	事務局回答
⑩	7ページ 【基本目標2】生活の基礎となる健康の保持・増進を支援する 3. こころの健康 2-3-(1) 心の健康づくりと地域包括ケアの推進	自発的活動支援事業補助金がコロナの影響もあって、あまり活用されてこなかったが、令和4年度実績見込みの活動内容について教えていただきたい。	自発的活動支援事業補助金は、平成27年度に創設し、毎年4～5団体に対し、1団体あたり最大50,000円を補助してきたものです。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から補助金を停止しておりましたが、各団体におかれましては、活動を継続していたものと聞き及んでおります。 活動の中身については、ピアサポート、料理教室、他市町村の団体を招待しての記念大会開催など多岐にわたります。 コロナ禍以前には、上記の5団体以外にも自発的な活動に興味をお持ちの団体があり、申請にまでは至っておりませんが、今後申請があることも鑑み、予算にも限りがあることから補助金の内容を精査していきたいと考えております。
⑪	8ページ 【基本目標3】子どもたちの育ちと学びを支援する 2. 生活支援 4-2-(1) 支援・サービス向上のための取組	児童発達支援センターの整備について令和5年度末までとなっているが、子育て中の若い世代の増加が見込まれ、ニーズの増加が予測されることから計画通り整備され、療育支援体制が充実することを期待する。	現行の第2期障害児福祉計画に目標を掲げているとおり、令和5年度末までに児童発達支援センターの整備が急務となっております。現在、センターの機能を各所で有する面的による整備を目指しており、今後、大阪府の協力を得ながら、町内各障害児福祉関係事業所と協議を行い、令和5年度末までの整備に向けて進めてまいりたいと考えております。
⑫	11ページ 【基本目標4】必要なサービスを確保し、地域での暮らしを支援する 1. 療育・保育・幼児教育 3-1-(1) 療育支援体制の充実	自立支援協議会の機能強化により日頃からの連携をさらに積み重ねていただきたい。	現在、自立支援協議会のうち、ふれあいバザールの開催の協議などを行う就労支援部会のみが活動している状況であります。地域移行・地域連携や障害児支援など部会の活動につきましても他の協議の場ではありますが、精神障害者にも包括したケアシステムの協議の場や医療的ケア児の支援のための協議の場を活用しつつ、連携を深めてまいります。
⑬	16ページ 【基本目標5】就労と社会参加を支援する 2. 生きがい・社会参加 5-2-(4) 行政への参画	パブリックコメントの時期について当事者の方々に直接アナウンスしているのか。 アンケート内容はどのようなものか。 審議会への家族・障害者の参加はどの程度あるのか。	パブリックコメントの募集について、当事者に直接アナウンスはしておりませんが、広報やホームページにて周知を図っております。 アンケートの内容については、その時期に即した内容を検討した上で、作成しております。次年度に次期計画策定に伴うアンケートの発出を予定しておりますが、発出前に審議会を開催し、委員の皆さまに議論していただくこととしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。 審議会への当事者等の参加については、現在も身体・知的・精神それぞれの団体から1名ずつ参加していただいております。また、次期計画策定に向けて、公募委員の選定を現在進めているところですが、過去の応募者から見ても当事者や家族からの参加が見受けられます。